

「幌延深地層研究計画 令和元年度調査研究成果報告」及び

「幌延深地層研究計画 令和2年度調査研究計画」に関する質問への回答

質 問 事 項	回 答
<p>■ 道民1-1 質問事項の範囲を絞るのはなぜなのか(真摯な対応に疑問符がつく)、今後の対応を考慮すべき</p> <p>■ 道民1-4 NUMOは深層地層処分(ガラス固化体)が安全だと以前から説明しているが、研究が完成していないものを安全だと宣伝するのはなぜなのか</p> <p>■ 道民1-6 新幹線トンネル工事の残土処理地でさえ、地元は混乱している。機構の研究対象の危険性は残土の比ではない。10万年の安全を、一方でゴミを増やしながら、どのように説得するのか、具体的な方策を聞きたい。</p>	<p>■ 道民1-1 北海道と幌延町は、原子力機構から提出された「令和元年度調査研究成果報告」について、「三者協定」に則り成果をあげているか、また、「令和2年度調査研究計画」について、研究が「三者協定」に則り、昨年度、機構から提出され、道と幌延町が受け入れた「令和2年度以降の幌延深地層研究計画」に即して進められているかなどを確認するため、三者協定第14条に基づき本年度、「幌延深地層研究の確認会議」を開催することとし、この「研究成果」と「研究計画」に係る質問に関して募集を行ったところです。</p> <p>■ 道民1-4 (国に対し、次のとおり確認しています。) 「地層処分技術については、1999年に、核燃料サイクル開発機構(現日本原子力研究開発機構)がそれまでの研究成果をとりまとめ、その成果を受けて、2000年に原子力委員会が『我が国でも地層処分が実現可能である』と評価しました。 国及び関係研究機関は、『特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針』に基づき、最終処分技術の信頼性の向上に関する技術開発等を進めております。」</p> <p>■ 道民1-6 (国に対し、次のとおり確認しています。) 「徹底した省エネの推進や再エネの最大限の導入も図りつつ、原子力依存度の低減を図っていきますが、原子力は必要な電源であると考えております。 高レベル放射性廃棄物の最終処分については、既に相当量の使用済燃料が発生している以上、原子力の利用の有無にかかわらず、解決に向けて取り組んでいくべき重要な課題です。 国民や地域の方々の理解を得ながら、一歩ずつ着実に取り組んでまいります。」</p>

質 問 事 項	回 答
<p>■ 道民3-1</p> <p>日本原子力研究開発機構の研究成果と計画に関する質問書</p> <p>昨年(2022年)の日本原子力研究開発機構(以下原子力機構と略)による「令和2年度以降の幌延深地層研究計画(案)(以下計画案と略)の申し入れを受けた、北海道と幌延町でつくる「確認会議」での検討の進め方は、道民の信頼を裏切るやり方でした。</p> <p>道のこれまでの対応は以下の通り問題があり、計画案の受け入れを撤回すると共に、原子力機構に当初計画通りに研究を終了し埋め戻しさせることを求めます。</p> <p>(1) 計画案受け入れは三者協定の解釈を明らかにせず、不作為に等しいこと。</p> <p>昨年の第3回確認会議で、専門有識者福士明委員(行政法)は、原子力機構と幌延町と道の三者が締結した「幌延町における深地層の研究に関する協定書(以下三者協定と略)の第7条について以下の通り質問し、三者に回答を求めました。「三者協定は、法的には行政法における契約であると理解され合意によって成立する法律行為であり、協定の締結当時この三者が合意した内容が重要です。三者協定の第7条、「丙は、計画の内容を変更する場合には、事前に甲及び乙と協議するものとする。」について、協定を締結する当時どのように理解されていたのか。20年程度という計画の期間は、平成10年の当初計画である深地層研究所(仮称)計画の中に定められておりますので、期間の延長も計画の変更のようにみえます。</p> <p>他方、三者協定に係る確認書(注・幌延町における深地層研究に関する協定書に関わる確認書、三者協定の各条文を解釈説明したもの)、その7の項目では、三者協定第7条について次のように定めています。「事前協議は1カ月前とする。なお、本協議は、深地層の研究所が最終処分場又は中間貯蔵施設に転用されないことを確認するために行うものであり、サイクル機構(当時)は、協議が整うまでの間、計画の変更を行わないものとする。」としています。そこで三者協定の第7条でいう計画の内容の変更に係る協議は、あくまでも研究項目の変更による最終処分場又中間処理施設への転用を防止するものであるということが想定されていたという可能性もございますので、協定締結当時、三者の間で20年程度とされる当初計画の期間の延長も協定第7条でいう計画の変更にあたるというふうに合意されていたのか」と。この委員の質問に確認会議座長の佐藤隆久環境・エネルギー室長(当時)は答えることなく会議を終了しています。(第3回確認会議議事録 16ページから19ページと28ページから29</p>	<p>■ 道民3-1</p> <p>道は研究期間の変更は「計画の内容の変更」に該当すると考えており、幌延町や機構も同様の理解です。このため、昨年度の確認会議において、研究計画案は新たな研究計画ではなく当初計画の研究期間の延長であること。したがって三者協定第7条に基づく研究計画の内容の変更の対象となるものと確認したところです。</p> <p>本件については、令和元年10月23日開催の第3回「幌延深地層研究の確認会議」議事録のP17最下段で道は、「今回の確認会議を第7条に基づいてやっているということは、変更が可能か、変更して良いものかどうかを我々として判断したいというためにやっているものですから、そこにつきましては今回、この7条に該当する可能性があるということでの協議でございます。今回該当するからやっているということではないのですけれども、該当する可能性があるの、それを受け入れて良いかというところを協議しているということです。」と発言しています。</p> <p>発言は、道としては、研究期間の変更について協議の対象となるものと考えていることからこの確認会議を開催しており、確認会議では協議内容が実際に変更可能かどうかを道や幌延町として判断するために確認を行っている、という趣旨で発言をしたものです。</p>

質 問 事 項	回 答
<p>ページ)この法律行為の問いを検討せず回答しないまま確認会議を終えたことは、確認会議で期間延長の協議をする根拠の放棄を意味します。にもかかわらず計画案を受け入れたことは行政の不作为に等しく認められません。道が委員の質問に答えなかった見解をお示してください。</p> <p>■ 道民3-2 本年1月の道民説明会で倉本博史経済部長(当時)は「確認会議の開催の根拠は三者協定の14条であり、確認会議の中で申し入れの内容を精査した結果、今回の申し入れ自体は、協定7条に規定する計画内容の変更に当たることを確認した」と述べています。(1月14日説明会議事録28ページ) 一方で当日の資料「確認会議で確認できた主な内容」で、「研究計画案は新たな研究計画ではなく研究期間の延長であり、三者協定第7条に基づく、研究計画の内容の変更の対象になること」と説明しています。(道民説明会資料5の2, 妥当性の項)。道は「研究期間の延長が協定第7条の計画変更の対象になると確認会議で確認した」としていますが、確認した根拠を具体的にお答えください。</p> <p>■ 道民3-3 道は確認会議の専門有識者の選定に、以下の問題があることを認め、改善することを求めます。 専門有識者の選定の問題 ① 委嘱した専門有識者の内1名は、原子力機構による深地層研究の外部評価委員を務める人物を長とする組織の一員であり、特定の利益集団に属していること。 ② 研究の進捗を把握できず、検証しないこと。原子力機構が一部研究に遅れがあったことなどにより成果が十分に得られていない研究があること、研究成果を得るには継続し実施する必要があるとした研究に対して、達成できなかった研究項目の検証をしていない。進捗状況は示すのは難しいとした原子力機構の回答に対して、反論せず納得している。(第5回確認会議議事録6から7ページと10から13ページ) ③ 三者協定の法律行為解釈の検証を放棄したこと。道の対応の問題点の(1)で明らかなように、三者協定の法律行為について三者に質問したにもかかわらず、道が回答しないことを知りながら放置したこと。 ④ 原子力機構に研究期間の再延長を想定する質問をすることで、期限内の終</p>	<p>■ 道民3-2 「令和2年度以降の研究計画(案)」は、三者協定第7条に該当するものとして原子力機構から協議申し入れがあった。 道は研究期間の変更は「計画の内容の変更」に該当すると考えており、幌延町や機構も同様の理解です。このため、昨年度の確認会議において、研究計画案は新たな研究計画ではなく当初計画の研究期間の延長であること。したがって三者協定第7条に基づく研究計画の内容の変更の対象となるものと確認したところです。</p> <p>■ 道民3-3 専門有識者については、専門分野の学会から紹介いただくなどしながら確認会議が行う研究内容の確認を道や幌延町が的確に進められるように助言できる専門的な知識や技術を有する方などを選任しております。 道としては、選考及び選任経過に問題はないと考えており、またこの度の確認会議において、専門有識者としての役割を果たされており、有識者の選定手続きの変更は考えておりません。</p>

質 問 事 項	回 答
<p>了を曖昧にしたこと。「研究が期間で達成されていないと外部評価があれば研究期間の再延長となり、研究期間の延長が計画の変更にあたるのだったら、協議が必要と。(第4回確認会議議事録 31 から 32 ページ)</p> <p>第4期中長期目標期間が終了して、技術基盤の完了が確認できないということになった場合に、新たに研究期間を延長する必要がある、その期間の延長は三者協定の7条の計画の変更にあたる。第4期中長期目標期間終了後、研究を継続する場合については協議が必要」と。(第5回確認会議議事録 17 から 18 ページ) 以上の昨年確認会議の専門有識者の選定と発言から、計画案は無期限に延長されるとの道民の不安は増幅し、道への不信も高まったままです。道は専門有識者にコミュニケーション部門の人材を加えるというが、選定自体に問題があることは明らかです。「科学者に問うことはできても、科学者にも答えられない問い」が存在するという科学コミュニケーションの知見に従い、専門有識者の選定に、幅広く道民の意見を取り入れることを検討しますか、お答えください。</p> <p>■ 道民3-4</p> <p>(3) 原子力機構の報告書は以下の通りに欠陥があること、必要な情報のない報告書を原子力機構に書き直させることなくそのまま道民に公開し質問を求め、こうした道の対応は職責放棄であると思いますが、道の見解をお答えください。</p> <p>道はHPで、原子力機構から成果報告と研究計画を道に提出及び説明があり、公開して道民に質問と意見を募集しています。道への説明については、6月29日に幌延深地層研究センターの山口所長らが説明したと原子力機構のHPで写真入りで公表しています。</p> <p>昨年12月6日、鈴木知事と児玉原子力機構理事長との面談で、鈴木知事は「道民の間には、毎年研究は順調としていながら、当初計画の20年程度と自らが設定していた研究期間の延長を突然申し入れたことや、研究の進捗状況などについて十分な情報提供がなかったことなど、機構の姿勢に不安や懸念の声がある・・・」と発言したのに対し、児玉原子力機構理事長は「今後の工程表を整理して毎年度の研究成果報告などの中で、いまどの地点であるかというようなことをわかりやすく説明していく」と明言しています。公開された報告書の中身は、今どの地点であるかをわかりやすく説明していません。研究期間全体と年度ごとの、工程表・実施計画・達成度・進捗度と、埋戻しの工程表、</p>	<p>■ 道民3-4</p> <p>道と幌延町が開催する今年度の確認会議は、前年度の研究が三者協定に則り成果をあげているか、当年度の研究計画の研究が三者協定に則り「令和2年度以降の幌延深地層研究計画」に即して進められるかなどについて、会議の構成員である道と町が専門有識者の協力をいただきながら、道民の皆様からいただいた研究成果及び研究計画に関する質問も含め、質疑を行いながら、事実確認と精査を行うものです。</p> <p>道では、昨年度の確認会議を踏まえた「令和2年度以降の幌延深地層研究計画(案)」の受け入れにあたり、今後の研究の工程表を整理し公表するよう求め、それを踏まえて本年6月29日提出のあった「幌延深地層研究計画令和2年度調査研究計画」において、令和2年度から10年度までの工程表として「幌延深地層研究計画の令和2年度以降のスケジュール」が明示されたところです。</p> <p>その後、3回にわたり開催した本年度の確認会議の場において、道は、研究の実施状況をより分かりやすく説明する資料として、機構に対して工程表を含めた進捗状況等に係る補足説明資料を求め、さらに、わかりにくい資料や説明に対しては複数回にわたり質疑を繰り返しました。また、NUMOとの共同研究などについても確認を行いました。そうした補足説明資料や質疑も全て公開して</p>

質 問 事 項	回 答
<p>さらに NUMO の資金と人員が研究に関わる具体的な計画報告の説明が欠落しています。</p> <p>今回、事前に原子力機構から報告書の説明を受けておきながら、このような必要な情報が無い報告書をそのまま説明もせず、道民に質問を求める道の姿勢は責任放棄であり、道民の信頼を失うものです。道は次の3項目の対応が必要と思いますが、道の考えを教えてください。</p> <p>① 道民が必要としている情報が欠落した報告書を公開したことを反省し、道民への質問と意見募集をやめること。</p> <p>② 原子力機構に、理事長の発言通り、研究期間全体と年度ごとの、工程表・実施計画・達成度・進捗度と、埋戻しの工程表を道民にわかりやすく書き直させるとともに、NUMO の資金と人員が研究に関わる具体的な計画書の再提出を求めること。</p> <p>③ 再提出された報告書について、道民にわかりやすく説明されているか、道が工程表と進捗度等の記載を精査すること。</p> <p>その上で、報告書に道の説明と意見をつけて公開して、道民に質問と意見を求めること。</p> <p>以上を実行した後に、道民の信頼回復のために次の対応を求めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、道は以下の3項目を実行し回答を公開した上で、道民説明会を開くこと。 <ul style="list-style-type: none"> ・募集した道民からの意見質問に対して、道に対する質問と意見に答える。 ・道の専門有識者の委嘱に関する方針と人選を明らかにする。 ・研究を期限内に終了させるために進捗把握の進め方を明らかにする。 2、確認会議の前に、道主催の説明会を開き、道民の意見質問を確認したのちに、確認会議を開催すること。 3、確認会議の後、道主催の説明会を開き、確認会議の中身を説明し、道民の更問を受け付けること。 <p>以上について、道の考えをお答えください。</p> <p>■ 道民4-1</p> <p>2019年8月2日、日本原子力研究開発機構（以下「JAEA」）は「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」を北海道と幌延町に提出し、2020年度以降は第3期及び第4期中長期目標期間である2021年度から2028年度までを目途に、深地層での地層処分技術の確立に向けた研究を進めることを申し入れた。これは、JAEA の提案やその後の五回に及ぶ確認会議等の経過を見ても、従来の</p>	<p>おります。また、各回の終了後は議事録及び資料を公開するとともに、3回終了後には確認会議で確認できた主な内容について公開しております。このため現行の確認会議の実施方法を変える必要はないものと考えておりますが、機構に対しては資料の作成など改善すべき点を示し要望しております。</p> <p>道としては、三者協定に基づく確認会議を公開の下で、毎年度開催し、研究が協定に則り、計画に即して、工程表に基づき進められているかを確認し道議会の特別委員会に報告するとともに、その結果をホームページで公表していくことにより、研究は9年間で必要な成果を得て終了するものと考えており、道民の皆様の不安や懸念をできる限り小さくしていけるよう、引き続き、研究終了後の埋め戻しの考え方などについて、確認会議の中で、機構に求めてまいる考えです。</p> <p>■ 道民4-1</p> <p>道としては、「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」に掲げる通り、特定放射性廃棄物の処分方法の試験研究を進める必要があると考えています。</p> <p>一方、幌延深地層研究計画については、道民の皆様の中に、最終処分場になるのではないかと不安や懸念がある中、「三者協定」を担保措置として受け入</p>

質 問 事 項	回 答
<p>三者協定や合意を踏みにじる内容であった。</p> <p>ところが、鈴木直道知事は2019年11月13日の記者会見で、道民の声を広く聴く前に、「延長は2028年までと認識（している）」と、あたかもJAEAの言い分をそのまま容認するかのごとき発言をしたが、これは明らかなフライングというべきであろう。</p> <p>さらに、その後多くの道民が鈴木知事に対し、申し入れを受け入れるべきではないという意見を寄せたにも拘わらず、知事はこれを無視、本年1月24日に上記申し入れを「受け入れる」と回答するに至っては明らかに道民への裏切りである。</p> <p>このたび、北海道はJAEAの「研究成果」及び「研究計画」に関してJAEAへの回答を求めるためとして道民からの質問を募集したが、その前にまずこれらのことの経緯、即ちいかなる科学的根拠で鈴木知事はJAEAの申し入れを受け入れるとしたのかを（議会ではなく）直接道民に明らかにすべきではないか、とこれがまず第一の質問である。</p>	<p>れたものです。幌延深地層研究計画は「三者協定」に則って進めなければならないと考えており、「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」の申し入れについても、「三者協定」に則ったものであることが大前提です。</p> <p>研究計画（案）について、道と幌延町は、確認会議を開催し、専門有識者からの助言もいただきながら、研究の必要性、妥当性、三者協定との整合性などについて内容の精査を行い、原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や機構理事長との面談などを通じて、機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようしっかり取り組むこと、機構は研究の実施主体として責任をもってこの研究計画（案）に即して研究を進めること、機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「研究計画（案）」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めました。また、説明会を開催し、道の考えを道民の皆様にご説明するとともに、ホームページなどを通じて広くお伝えしました。</p> <p>道としては、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して、工程表に基づき進められているかについて確認し、その結果を道議会の特別委員会に報告するとともに、会議資料や議事録をホームページで公表してまいります。</p>

質問事項	回答
<p>■ 道民4-4</p> <p>さらに、2019年11月22日の参院議員会館における、核ごみ問題研究会と政府との会合では、「延長しなければならないと気が付いたのはいつの時点か」という研究会側の質問に対し、JAEA側は7月の説明でもまだ特段の変更はないと言いつけていたにも関わらず、8月1日に(案)を決定し、翌3日に提出したということである。この経緯は、はじめから「研究計画」延長ありきのJAEAの姿勢と、それを正式に確認もせず放置してきた道の怠慢を示すものであると考えられるがそれらについての見解をお伺いしたい。</p>	<p>■ 道民4-4</p> <p>道では、これまで計画が三者協定に則り、20年の研究スケジュールに概ね沿って進められていることや、研究終了までの工程に関する考え方、研究は概ね順調との報告を確認してきました。</p> <p>原子力機構は昨年3月末までの外部専門家による評価などを踏まえ検討した結果、引き続き研究開発が必要とし、昨年8月に道と幌延町に対し、計画内容変更の協議を申し入れたものですが、突然の延長の申し入れとなったことは、道民からの信頼を損ないかねないものであったと考えており、その旨を、知事から機構理事長に強く指摘しました。</p> <p>道としては、機構に対し、今後の工程表を整理した上で、積極的かつ丁寧な情報の公開と発信を徹底するよう求めるとともに、専門有識者を加えた確認会議を毎年度開催し、実績はもとより、外部評価なども含め、研究が三者協定に則り計画に即して、工程表に基づき進められているか、確認してまいります。</p>
<p>■ 道民4-7</p> <p>そもそも十万年後の将来の地層の安定性を保証すること自体極めて空想的なことで科学的実証性がない。例えば、将来確実に到来すると予測されている氷河期についても、JAEAやNUMOの触れるところはほんの僅かであって、氷の重みによる地表の沈み込みなどその重大な影響を過小評価している。だが、それにも拘わらずJAEAもNUMOも日本には地下300m以下に安定した地層が存在すると主張する。その一つの「研究成果」が『科学的特性マップ』であるが、これは科学的にはもう笑うしかない馬鹿馬鹿しいレベルのマップで、地震学者や地質学者でなくてもそのデタラメさは指摘できる。例えば、『マップ』では、好ましくない範囲の要件・基準を火山の中心から半径15km以内とする。苫小牧市を臨む活火山樽前山は火山口より市内中心へはおおよそ20km、1667年と1739年噴火では苫小牧に2m、千歳に1mほど降灰、灰は遠く十勝、道東、大雪まで届いている。日本中に火山帯が縦横に走り、あちこちに散在するカルデラはどれもみな半径10～15km、そしてどのカルデラの周囲にも、火砕流が作った台地が何十kmも先まで広がる。なぜ15km圏外が好ましい適地なのか根拠がない。</p>	<p>■ 道民4-7 (国に対し、次のとおり確認しています。)</p> <p>「火山の活動範囲は、火山ごとに評価する必要があるものの、ほとんどの火山において中心から15km以内に収まります。</p> <p>しかしながら、火山の中心から15kmより外側でも、マグマの貫入に係るリスクはゼロではありません。</p> <p>このため、個別地域において処分地選定調査を詳細に行っていくことが必要になります。」</p>

質 問 事 項	回 答
<p>■ 道民4-8</p> <p>もう一つ、2018年9月6日に北海道胆振東部地震が胆振地方中東部を震央として発生、地震の規模はMj6.7、震源の深さは37km、最大震度は震度階級でもっとも高い震度7、東北東～西南西方向に圧力軸を持つ逆断層型でプレート内で発生した地震である。しかし『マップ』ではこの地域は「輸送面でも好ましい地域」とされ、一部が「(将来の掘削の可能性の観点)好ましくない特性があると推定される地域」と重なっているだけで、地下深部の長期安定性等の観点からはマークされていない。ところが、1995年1月の「阪神・淡路大震災」後に発足した「地震調査研究推進本部」が、2010年8月に作成した「石狩低地東縁断層帯の長期評価」参考資料『石狩低地東縁断層帯南部の地震による予測震度分布』には、「本断層帯周辺では堆積層が厚いこと、震源断層の位置・深さや地下構造に不確実性があることから、実際には震度7となる地域が存在する可能性があります」と明記してある。つまり、「研究成果」は日本には地層処分に適した堅固で安定した地層や岩盤はないとする地質学有識者の見解は勿論、公的研究機関の見解さえも無視し、現在各地で発生している一連の地震活動や火山の噴火活動に対する知見が完全に欠落、又は故意に欠落させたとしかと言わざるを得ないがこれらに関するご見解をお伺いしたい。</p>	<p>■ 道民4-8 (国に対し、次のとおり確認しています。)</p> <p>「科学的特性マップは、地層処分を行う場所を選ぶ際にどのような科学的特性を考慮する必要があるのか、それらは日本全国にどのように分布しているか、といったことを大まかに俯瞰できるよう、マップの形で示すものです。</p> <p>この際、1)品質が確保され、2)全国規模で体系的に整備されるなどにより地域間のデータが客観的に比較可能とし、3)現時点で一般的に入手可能である文献・データを用いています。</p> <p>なお、科学的特性マップは、地層処分に関する地域の科学的な特性を確定的に示すものではなく、それ自体で地層処分を行う場所を決定するものではありません。処地層処分を行う場所の適性を確認するためには、個別地域において処分地選定調査を行い、科学的特性を詳しく調べて評価する必要があります。」</p>
<p>■ 道民4-10</p> <p>扱て第七はこれが最後の質問である。我が国では「原子力政策大綱」(2005年10月11日原子力委員会)において、「使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム、ウラン等を有効利用することを基本方針とする」ことを決定し、2018年7月決定の第5次「エネルギー基本計画」においてもそれを堅持している。つまり、「核のゴミ」は使用済み核燃料からプルトニウムを取り出して再利用＝「再処理」をした核燃料サイクルの最終処分であるが、その前提である核燃料サイクルが既に破綻済みなのである。核燃料サイクルには高速増殖炉の稼働が必要であるが、原型炉のもんじゅは、1991年からの22年間で、事故を続発して三ヶ月余りの発電実績しかなく、紆余曲折を経て2016年12月21日廃炉が正式決定された。その無駄にした費用＝税金は軽く1兆円を越す。</p> <p>一方、高速増殖炉の稼働が順調でないところから、軽水炉でMOX燃料をウラン燃料に混ぜて燃やす「軽水炉サイクル」＝「プルサーマル」発電を四国電力伊方原発他で行っているが、これは高速増殖炉の運転の見通しが立たないことで、再処理で取り出されたプルトニウムがたまり続けることを解消するために</p>	<p>■ 道民4-10 (国に対し、次のとおり確認しています。)</p> <p>「我が国は、高レベル放射性廃棄物の量の減少、資源の有効利用、放射能レベルの低減等の観点から、核燃料サイクルの推進を基本方針としております。</p> <p>その上で、核燃料サイクルの効果をさらに高める「高速炉」の開発につきましては、2018年12月に決定した戦略ロードマップを踏まえて、着実に進めてまいります。</p> <p>また、日本は、利用目的のないプルトニウムは持たないとの原則を堅持しており、分離・回収されたプルトニウムの利用は厳に平和の目的に限っています。</p> <p>実際、我が国の保有するプルトニウムを含む全ての核物質は、IAEAの厳格な保障措置の下、IAEAが平和的活動にあるとの結論を出しています。」</p>

質 問 事 項	回 答
<p>始められた言わば窮余の策である。しかし、軽水炉で MOX 燃料を燃やすことは極めて危険であり事故が絶えない。日本では使用済み核燃料は全量再処理するとし、さらに使用済みの MOX 燃料についても「第二再処理工場」(2045 年頃?)を作り再度処理を行うとしている。「プルサーマル」のサイクルは一回だけで、国内の再処理工場と MOX 燃料工場は未完成のため、日本はこれまで英国と仏国に使用済み核燃料を運び、再処理と MOX 燃料の製造を委託、再処理などによって出たプルトニウムの量は国内外に約 48 トン(原爆 6 千発分)もあり、原爆製造を懸念されている。</p> <p>■ 道民 4-11</p> <p>現在、再処理工場は六ヶ所村にあり、原子力規制委員会が本年 5 月 13 日、安全対策の基本方針が新規制基準に適合すると認める審査書案を了承した。だが、再処理過程では短時間で生命に危険が生じる高レベル放射性廃液が排出され、その廃液が蒸発してトリチウム(年間 1 京 Bq)などの放射性物質が拡散する可能性がある。再処理工程は原発運転よりも難しく、工程全体でたとえ事故が起きなくても、「原発 1 年分の放射線を 1 日で出す」といわれるほど、大量の放射線が環境中へ放出される。同工場はこれまでも 24 回も完成時期を延期しているがそれほど技術的に困難が伴うのである。しかも、規制委の「合格」はあくまで施設が新規制基準に則っただけで、「安全」の保障でないことは規制委自身が言及している。事業費は 13 兆 9400 億円に上る見通しだが、原資は利用者の支払った電気料金と税金で、つまりは国民が負担する。これに対して作られる MOX 燃料は、ウラン燃料に換算して 9000 億円程度にしかならないとされている。つまり 40 年しか稼働が予定されていない再処理工場の費用を、何十年にもわたって徴収されることになり、何世代もが大きな負担のみを背負わされることになる。この費用対効果を一体どう考えるのか。</p> <p>そもそも、再処理の前提である核燃料サイクルは破綻し、使用済燃料は各原発のプールに溜まる一方で、六ヶ所再処理工場を含め 18,003 トンに達する。六ヶ所工場は即座に運転開始にはならないだろうが、運転開始をすれば確実に「核のゴミ」は増えていく。だが、処分地はいつまで経っても決まらない。どこもかしこも破綻だらけで抜け道もないこの負の循環=根本的矛盾をどうお考えか、ご見解を伺いたい。</p>	<p>■ 道民 4-11 (国に対し、次のとおり確認しています。)</p> <p>「核燃料サイクルについては、使用済燃料を直接処分する場合よりコストが高くなるとの試算が得られているのは事実ですが、高レベル放射性廃棄物の量の減少、資源の有効利用、放射能レベルの低減などのメリットがあり、そのような観点を踏まえて取り組むこととしています。この方針は、エネルギー基本計画で閣議決定しており、これに従って、再処理等による核燃料サイクルを進めていくこととしています。</p> <p>引き続き、国としても、安全確保を大前提に、再処理工場等の竣工に向けて着実に取り組むよう、事業者を指導してまいります。</p> <p>核燃料サイクルについては、高レベル放射性廃棄物の量の減少、資源の有効利用、放射能レベルの低減等の観点から推進することが我が国の基本的方針です。</p> <p>高レベル放射性廃棄物の最終処分については、既に相当量の使用済燃料が発生している以上、解決に向けて取り組んでいくべき重要な課題です。</p> <p>このため、2015 年 5 月に特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針を改正し、地域の科学的特性を全国マップの形で分かりやすく提示するなど、国が前面に立って取り組んでいくこととしました。</p>

質問事項	回答
<p>■ 道民9 幌延深地層研究センターが、最終処分場になるわけがないと幌延町民はあたりまえに理解している。だって研究施設だから。 原子力発電に頼りながら、そこから出るゴミ（放射性廃棄物）をどう処理するか「研究」することにすら反対するなんて理解に苦しむ。 毎年、どこからともなく幌延に人が集まってきて「幌延が処分場になる！」と叫んでます。 同じ道民（道外の人いるかもしれませんが）なのにどうしてここまで研究所に対する理解に怖いくらい差があるのかフシギ。 これって誰が悪いんでしょうかね。</p> <p>■ 道民11 国の本気度を感じない。後世に安心を与えるための研究にもっと予算を付けるべきではないか。</p>	<p>国民や地域の方々の理解を得ながら、一歩ずつ着実に取り組んでまいります。」</p> <p>■ 道民9 道としては、「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」に掲げる通り、特定放射性廃棄物の処分方法の試験研究を進める必要があると考えています。 今年度の確認会議において、道では、道民の皆様から寄せられた研究計画と研究成果に関しての質問について、道の質問・確認事項と合わせて、確認会議の場において、それぞれの研究課題について詳細な研究内容やどのような成果を目指すのかを記載した工程表について原子力機構に対し必要な質疑を行い、その中で研究が三者協定に則り計画に即して進められているか確認し、その結果を道議会の特別委員会に報告するとともに、会議資料や議事録を道のホームページで公表したところです。 今後も、確認会議を公開の下、毎年度開催し、研究が三者協定に則り計画に即して、工程表に基づき進められているか確認することで、道民の皆様の不安や懸念をできる限り小さくしていけるよう取り組む考えです。</p> <p>■ 道民11（国に対し、次のとおり確認しています。） 「高レベル放射性廃棄物の最終処分は、原子力政策を進めていく上で必ず解決しなければならない重要な課題であります。 国としては、厳しい財政状況の下、引き続き予算の確保に努めるとともに、原子力機構における地層処分技術に関する研究開発が効率的に進められ、成果の最大化が図られるよう、取り組んでまいります。」</p>

質 問 事 項	回 答
<p>■ 道民12 原子力発電をすべて止めるわけにはいかないが、原子力発電を減らす方向性を早くに決め、「廃炉技術」「処分技術」の分野に人材と資金を集めるべきではないのでしょうか？</p> <p>■ 道民14 電源交付金の約半分が近隣自治体に分けられているが、その近隣より反対派が多数いると思われるため、全額を当町の研究に充てることはできないのか。</p> <p>■ 道民16-3 2019年11月22日の参院議員会館における、核ゴミ問題研究会と政府との会合では、「延長しなければならない気がついたのはいつの時点か」という研究会側の質問に対し、JAEA側は7月の説明でもまだ特段の変更はないと言い続けていたにも関わらず、8月1日に（案）を決定し、翌2日に提出したということである。この経緯は、はじめから「研究計画」延長ありきのJAEAの姿勢（と、それを正式に確認もせず放置してきた道の怠慢を示すもの）であると考えられるがそれらについての見解をお伺いしたい。</p>	<p>■ 道民12（国に対し、次のとおり確認しています。） 「原子力については、徹底した省エネ、再エネの最大限の導入に取り組み、原発依存度を可能な限り低減することが、政府の一貫した方針です。 今後増加していく廃炉を安全かつ効率的に実施することは重要な課題です。 円滑な廃炉のためには、高度な技術の維持と人材確保が重要です。このため、国は、廃炉現場技術者の技能向上に向けた実習や講義などを支援しているところです。引き続き、廃炉を支える人材育成に取り組んでまいります。 国として、最終処分の実現、廃炉の着実な推進に向け、今後ともしっかりと取り組んでまいります。」</p> <p>■ 道民14 電源立地地域対策交付金は、交付ルールで、交付対象自治体・交付期間・交付額の算定方法が決まっております。 このルールに基づき、幌延深地層研究所については、研究がなされている間、幌延町や周辺市町村に交付金を交付することとなっております。</p> <p>■ 道民16-3 道では、これまで計画が三者協定に則り、20年の研究スケジュールに概ね沿って進められていることや、研究終了までの工程に関する考え方、研究は概ね順調との報告を確認してきました。 原子力機構は昨年3月末までの外部専門家による評価などを踏まえ検討した結果、引き続き研究開発が必要とし、昨年8月に道と幌延町に対し、計画内容変更の協議を申し入れたものですが、突然の延長の申し入れとなったことは、道民からの信頼を損ないかねないものであったと考えており、その旨を、知事から機構理事長に強く指摘しました。 道としては、機構に対し、今後の工程表を整理した上で、積極的かつ丁寧な情報の公開と発信を徹底するよう求めるとともに、専門有識者を加えた確認会議を毎年度開催し、実績はもとより、外部評価なども含め、研究が三者協定に則り計画に即して、工程表に基づき進められているか、確認してまいります。</p>

質 問 事 項	回 答
<p>■ 道民16-6</p> <p>そもそも十万年後の将来の地層の安定性を保証すること自体極めて空想的なことで科学的実証性がない。例えば、将来確実に到来すると予測されている氷河期についても、JAEA や NUMO の触れるところはほんの僅かであって、氷の重みによる地表の沈み込みなどその重大な影響を過小評価している。だが、それにも拘わらず JAEA も NUMO も日本には地下 300 ㊦以下に安定した地層が存在すると主張する。その一つの「研究成果」が『科学的特性マップ』であるが、これは科学的には極めて信用度が低く、地震学者や地質学者でなくてもそのデータラメさは指摘できる。煩わしいので例は書略するが、現在各地で発生している一連の地震活動や火山の噴火活動、将来確実に発生する東海地震、東南海、南海トラフ地震に対する知見が完全に欠落、又は故意に欠落させたと言わざるを得ないがこれらに関するご見解をお伺いしたい。</p>	<p>■ 道民16-6 (国に対し、次のとおり確認しています。)</p> <p>「科学的特性マップは、地層処分を行う場所を選ぶ際にどのような科学的特性を考慮する必要があるのか、それらは日本全国にどのように分布しているか、といったことを大まかに俯瞰できるよう、マップの形で示すものです。</p> <p>この際、1) 品質が確保され、2) 全国規模で体系的に整備されるなどにより地域間のデータが客観的に比較可能とし、3) 現時点で一般的に入手可能である文献・データを用いています。</p> <p>なお、科学的特性マップは、地層処分に関する地域の科学的な特性を確定的に示すものではなく、それ自体で地層処分を行う場所を決定するものではありません。処地層処分を行う場所の適性を確認するためには、個別地域において処分地選定調査を行い、科学的特性を詳しく調べて評価する必要があります。」</p>
<p>■ 道民16-8</p> <p>質問第六、我が国では「核のゴミ」は使用済み核燃料からプルトニウムを取り出して再利用＝「再処理」をした核燃料サイクルの最終処分まで出てくるのであるが、その前提である核燃料サイクル計画が既に破綻済みである。核燃料サイクルには高速増殖原型炉の稼働が必要であるが、原型炉のもんじゅは、1991年からの 22 年間で、事故を続発して三ヶ月余りの発電実績しかなく、紆余曲折を経て 2016 年 12 月 21 日廃炉が正式決定された。その無駄にした費用＝税金は軽く 1 兆円を越す。</p> <p>一方、高速増殖炉の稼働が順調でないところから、軽水炉で MOX 燃料をウラン燃料に混ぜて燃やす「軽水炉サイクル」＝「プルサーマル」発電を四国電力伊方原発他で行っているが、これは高速増殖炉の運転の見通しが立たないことで、再処理で取り出されたプルトニウムがたまり続けることを解消するために始められた言わば窮余の策である。しかし、軽水炉で MOX 燃料を燃やすことは極めて危険であり事故が絶えない。日本では使用済み核燃料は全量再処理するとし、さらに使用済みの MOX 燃料についても「第二再処理工場」(2045 年頃か) を作り再度処理を行うとしている。「プルサーマル」のサイクルは一回だけで、国内の再処理工場と MOX 燃料工場は未完成のため、日本はこれまで英国と仏国に使用済み核燃料を運び、再処理と MOX 燃料の製造を委託、再処理などによって出たプルトニウムの量は国内外に約 48 トン (原爆 6 千発分) あり、国際的には原爆製造を懸念されている。</p>	<p>■ 道民16-8 (国に対し、次のとおり確認しています。)</p> <p>「我が国は、高レベル放射性廃棄物の量の減少、資源の有効利用、放射能レベルの低減等の観点から、核燃料サイクルの推進を基本方針としております。</p> <p>その上で、核燃料サイクルの効果をさらに高める「高速炉」の開発につきましては、2018 年 12 月に決定した戦略ロードマップを踏まえて、着実に進めてまいります。</p> <p>また、日本は、利用目的のないプルトニウムは持たないとの原則を堅持しており、分離・回収されたプルトニウムの利用は厳に平和の目的に限っています。</p> <p>実際、我が国の保有するプルトニウムを含む全ての核物質は、IAEA の厳格な保障措置の下、IAEA が平和的活動にあるとの結論を出しています。」</p>

質 問 事 項	回 答
<p>■ 道民16-9</p> <p>現在、再処理工場は六ヶ所村にあり、原子力規制委員会が本年7月29日、安全対策の基本方針が新規制基準に適合すると認める審査書を決定した。つまり、「合格」だが、再処理過程では短時間で生命に危険が生じる高レベル放射性廃液が排出され、その廃液が蒸発してトリチウム（年間1京Bq）などの放射性物質が拡散する可能性がある。再処理工程は原発運転よりも難しく、工程全体でたとえ事故が起きなくても、「原発1年分の放射線を1日で出す」といわれるほど、大量の放射線が環境中へ放出される。同工場はこれまでも24回も完成時期を延期しているがそれほど技術的に困難が伴うのである。</p> <p>しかも、規制委の「合格」はあくまで施設が新規制基準に則っただけで、「安全」の保障でないことは規制委自身が言及している。事業費は13兆9400億円に上る見通しだが、原資は利用者の支払った電気料金と税金で、つまりは国民が負担する。これに対して作られるMOX燃料は、ウラン燃料に換算して9000億円程度にしかならないとされている。つまり40年しか稼働が予定されていない再処理工場の費用を、何十年にもわたって徴収されることになり、何世代もが大きな負担のみを背負わされることになる。この費用対効果を一体どう考えるのか。</p> <p>そもそも、再処理の前提である核燃料サイクル計画は破綻、使用済燃料は各原発のプールに溜まる一方で、六ヶ所再処理工場を含め18,000トンに達する。六ヶ所工場は即座に運転開始にはならないだろうが、運転開始をすれば確実に「核のゴミ」は増えていく。だが、処分地はいつまで経っても決まらない。どこもかしこも破綻だらけで抜け道もないこの負の循環＝根本的矛盾をどうお考えか、ご見解を伺いたい。</p>	<p>■ 道民16-9（国に対し、次のとおり確認しています。）</p> <p>「核燃料サイクルについては、使用済燃料を直接処分する場合よりコストが高くなるとの試算が得られているのは事実ですが、高レベル放射性廃棄物の量の減少、資源の有効利用、放射能レベルの低減などのメリットがあり、そのような観点を踏まえて取り組むこととしています。この方針は、エネルギー基本計画で閣議決定しており、これに従って、再処理等による核燃料サイクルを進めていくこととしています。</p> <p>引き続き、国としても、安全確保を大前提に、再処理工場等の竣工に向けて着実に取り組むよう、事業者を指導してまいります。</p> <p>核燃料サイクルについては、高レベル放射性廃棄物の量の減少、資源の有効利用、放射能レベルの低減等の観点から推進することが我が国の基本方針です。</p> <p>高レベル放射性廃棄物の最終処分については、既に相当量の使用済燃料が発生している以上、解決に向けて取り組んでいくべき重要な課題です。</p> <p>このため、2015年5月に特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針を改正し、地域の科学的特性を全国マップの形で分かりやすく提示するなど、国が前面に立って取り組んでいくこととしました。</p> <p>国民や地域の方々の理解を得ながら、一歩ずつ着実に取り組んでまいります。」</p>

質 問 事 項	回 答
<p>■ 道民18</p> <p>原子力開発機構は、研究が始まって以来、この間、ずっと道民に対し説明会を開催し、大勢の人たちを集めて「研究は順調に進んでいる」と報告していました。しかし、昨年突然、研究がまだ足りないと言い出しました。全く信頼できない組織です。始めに計画した研究を20年経ってもできない組織にこれ以上、研究をさせるべきではありません。もし、機構にこのまま研究を続けさせれば、また、同じことを繰り返します。</p> <p>責任ある立場の北海道は、埋め戻しの期日を相手に確認するのではなく、設定すべきです。</p> <p>また、北海道としてできないなら、その理由を教えてください。</p> <p>■ 道民19</p> <p>鈴木知事が研究計画案の受け入れにあたり述べているように、研究が協定に則り、計画的に進められているかを確認の上、公表するとされていますが、その際には、9年間の研究機関で終わることを前提とした計画の進捗状況を、道民に判りやすい形でもりこまれますか？</p>	<p>■ 道民18</p> <p>道は、昨年度、「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」受け入れにあたり、確認会議において、原子力機構から、施工方法、作業手順、期間といった埋め戻しの具体的工程については研究終了後に示すことを確認する一方、道民の皆様の不安や懸念の解消に向け、機構に対し、研究終了前に埋め戻しの考え方について情報提供するよう文書で求めたところです。</p> <p>こうしたことから、今年度の確認会議において、機構に対し、令和元年度から埋め戻しを行っている瑞浪超深地層研究所の例とともに、埋め戻し方法や工事期間などの一般的な事例を整理し、来年度の確認会議で示すことを検討するよう求めたところであり、今後開催される確認会議において、その内容について確認をしまいる考えです。</p> <p>道としては、「令和2年度以降の研究計画」について、令和10年度までの9年間の研究期間で必要な成果を得て終了するものと考えており、研究終了後は、協定に基づき地下施設を埋め戻すこととなっております。</p> <p>■ 道民19</p> <p>原子力機構からは、今年度の確認会議において、それぞれの研究課題について、詳細な研究内容やどのような成果を目指すのかを記載した工程表が提出され、確認会議で内容を確認したところです。</p> <p>また、確認会議において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機構は、研究計画に対する研究課題の進捗状況がわかるよう、研究課題毎にどのような成果を出しているのか、また、研究課題間の関連性はどうかになっているのかなど、計画書の策定等にあたっては、より分かりやすい資料の作成に努めること。 ・ 機構は、来年度以降の地域における報告会の説明資料作成にあたっては、道民がイメージしやすい表現を用いるなど受け手側を考慮した資料作りに努めること。 <p>などを確認したところです。</p> <p>道としては、機構に対し、今後の工程表を整理した上で、積極的かつ丁寧な情報の公開と発信を徹底するよう求めるとともに、専門有識者を加えた確認会議を毎年度開催し、実績はもとより、外部評価なども含め、研究が三者協定に則り計画に即して、工程表に基づき進められているか、確認してまいります。</p>

質 問 事 項	回 答
<p>■ 道民23-1 質問1 「幌延深地層研究計画令和元年度調査研究成果報告」について 坑道内で行われている水質や地層、地盤に関する調査内容が詳細に報告されていますが、この調査の経過が滞りなく、特段の失敗や、長期継続をしなければならぬとする理由として、令和元年7月までに急に発覚するようなほどの大きな発見があったようには報告されていません。 昨年8月に申請された「幌延深地層研究計画令和2年度以降調査研究計画」を提出しなければならないと原子力機構が判断するにあたった時期が特定できない点について、北海道は疑問を抱かなかったのでしょうか。お答えください。</p>	<p>■ 道民23-1 道では、これまで計画が三者協定に則り、20年の研究スケジュールに概ね沿って進められていることや、研究終了までの工程に関する考え方、研究は概ね順調との報告を確認してきました。 しかしながら、原子力機構は昨年3月末までの外部専門家による評価などを踏まえ検討した結果、引き続き研究開発が必要とし、8月に道と幌延町に対し、計画内容変更の協議を申し入れたものであるが、突然の延長の申し入れとなったことは、道民からの信頼を損ないかねないものであったと考えており、その旨を、知事から機構理事長に強く指摘しました。 道としては、機構に対し、今後の工程表を整理した上で、積極的かつ丁寧な情報の公開と発信を徹底するよう求めるとともに、専門有識者を加えた確認会議を毎年度開催し、実績はもとより、外部評価なども含め、研究が三者協定に則り計画に即して、工程表に基づき進められているか、確認してまいります。</p>
<p>■ 道民23-3 質問3 「幌延深地層研究計画令和2年度調査研究計画」は、これまでの研究を主に単に経年観察をしたいとする理由で作直されたように読み取れますが、道民との「約20年程度で研究を終えるとしてきた約束」を反故にする大幅な期間延長をしなければならないほどの理由としての正当性が認められません。 何か、研究に失敗があったようにも報告されていませんが、実際には研究上で不都合が認められるような事象があったのでしょうか。 北海道として機構に対し、研究上、長期延長をしなければならないと判断するに至ったほどの事故や不都合の有無があったのか質問をしましたか。</p>	<p>■ 道民23-3 昨年度開催した確認会議において道と幌延町は、原子力機構から申し入れのあった「令和2年度以降の深地層研究計画(案)」の必要性に関し、幌延での研究計画延長の必要性について、機構から、 ・全体として概ね適切に研究が遂行されたが、一部研究に遅れがあったことなどにより成果が十分に得られていない研究があること。研究成果を得るには、継続し実施する必要がある研究があること。 ・延長が必要となったのは、外部評価に加え、フィンランドの規制委員会から地層処分に関し、処分場建設許可申請に対する審査結果が示されたことなど国内外の地層処分を巡る状況に変化があること。 を確認したところです。</p>

質 問 事 項	回 答
<p>■ 道民23-4 質問4</p> <p>今回の延長を認めてしまうと、今後も三者で話し合える事項として協定の第7条に「研究期間延長」が含まれることとなります。</p> <p>確認会議では今回、初めてとりまとめでそのようになってしまいましたが、北海道が独自に新計画案について判断したと思える発言は会議録の中には記載されていませんでした。</p> <p>延長された研究機関終了後に、再び延長を申し入れる可能性ができてしまう今回の延長自体、道民にとって納得しがたいものです。</p> <p>北海道として9年後には絶対に延長申し入れの話し合いをしないと断言すべきです。</p> <p>地域説明会で、「北海道として9年後に再延長しないと約束できますか」という質問に対し、「今は考えていない」という回答の表現がありましたが、それでは、事情が変われば（9年後に申請が出されれば）考える可能性があるのかのように受け取れます。道民に対し、三者協定締結時の約束を守る意思を明らかにする言葉遣いで明確にお答えください。</p>	<p>■ 道民23-4</p> <p>道は確認会議において、原子力機構から三者協定第7条に基づき申し入れのあった「令和2年度以降の研究計画（案）」について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初計画の研究は既に三つの必須の課題に重点をおいて取り組まれており、研究計画（案）の研究も三つの必須の課題の範囲内で行うものであること。また、いずれの研究も放射性廃棄物を持ち込まない研究であることを確認し、このことから、 ・このことから、研究計画（案）は、新たな研究計画ではなく研究期間の延長であり、三者協定第7条に基づく、研究計画の内容の変更の対象となること。 <p>を「確認できた主な内容（案）」にまとめ、確認会議に提示し、道は、機構理事長との面談などを経て、受入を決定しました。</p> <p>また、幌延深地層研究計画については、三者協定を前提に、9年間の研究期間を通じて必要な成果を得て研究を終了していく必要があると考えており、道といたしましては、三者協定に基づく専門有識者を加えた確認会議を毎年度開催し、研究が協定に則り、計画に即して、工程表に基づき進められているかを確認の上、その結果についても公表していくこととしており、再びの延長があるとは考えておりませんが、仮に、再延長の協議があった場合について、現在、認める考えはありません。</p>
<p>■ 道民23-5 質問5</p> <p>確認会議の設置要綱には、この度のような長期延長の申請があった場合に研究延長にかかる判断に伴う話し合いをする役割であるとは記されていません。</p> <p>確認会議の役割を逸脱していたのではありませんか。確認会議で三者協定の締約時に研究延長までを含むかどうかを判断するのは確認会議設置時には予定されていなかった役割なのであり、確認会議の存在の拡大解釈なのではありませんか。</p> <p>確認会議の在り方、持たれかた自体が妥当性を欠いていると思われます。</p> <p>北海道として、確認会議の設置要綱をどのように位置づけるか詳しくお答えください。</p>	<p>■ 道民23-5</p> <p>道は確認会議において、原子力機構から三者協定第7条に基づき申し入れのあった「令和2年度以降の研究計画（案）」について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初計画の研究は既に三つの必須の課題に重点をおいて取り組まれており、研究計画（案）の研究も三つの必須の課題の範囲内で行うものであること。また、いずれの研究も放射性廃棄物を持ち込まない研究であることを確認し、このことから、 ・このことから、研究計画（案）は、新たな研究計画ではなく研究期間の延長であり、三者協定第7条に基づく、研究計画の内容の変更の対象となること。 <p>を「確認できた主な内容（案）」にまとめ、確認会議に提示したところです。</p> <p>本件については、令和元年10月23日開催の第3回「幌延深地層研究の確認会議」議事録のP17最下段で道は、「今回の確認会議を第7条に基づいてやっ</p>

質 問 事 項	回 答
<p>■ 道民23-6</p> <p>質問6</p> <p>質問3にも指摘した通り、確認会議の第5回までの内容を観ても、北海道独自の判断によって道民との長年の約束を守るために必要な発言をした箇所が見当たりません。北海道として、研究を継続したい機構や、誘致自治体である幌延とは別の視点で道民としてきた約束を堅持する立場で発言すべきだったではありませんか？</p> <p>何故、確認会議内で北海道の立場や道民との約束を堅持する立場にあることに言及しなかったのでしょうか。</p> <p>北海道の立場を主張されなかった理由をお答えください。</p>	<p>ているということは、変更が可能か、変更して良いものかどうかを我々として判断したいというためにやっているものですから、そこにつきましては今回、この7条に該当する可能性があるということでの協議でございます。今回該当するからやっているということではないのですけれども、該当する可能性があるので、それを受け入れて良いかというところを協議しているということです。」と発言しています。</p> <p>なお、発言は、道としては、研究期間の変更について協議の対象となるものと考えていることからこの確認会議を開催しており、確認会議では協議内容が実際に変更可能かどうかを道や幌延町として判断するために確認を行っている、という趣旨で発言をしたものです。</p> <p>また、道と幌延町は確認会議の確認結果をもとに、機構理事長との面談などを経て、受入れの判断をしたものです。</p> <p>■ 道民23-6</p> <p>幌延深地層研究の確認会議自体は、「幌延町における深地層の研究に関する協定書」第14条に基づき、原子力機構の研究の取組について、道と幌延町が協定の履行状況を確認するために設置しております。</p> <p>昨年度、機構から協議申し入れのあった「令和2年度以降の研究計画（案）」について、道と幌延町は、確認会議を開催し、原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しました。</p> <p>しかしながら、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるため、道では、確認会議の確認結果をもとに、機構理事長との面談などを通じて、機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようしっかり取り組むこと、機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの</p>

質 問 事 項	回 答
<p>■ 道民23-7 質問7</p> <p>確認会議5回の中では、進行役を務めた方が、前回までの会議で何が決められたかという振り返りをされていますが、前にもどって会議内容を追うと、そのような会議の確認内容ではなかった事例が特に第3回から5回まで繰り返されています。</p> <p>北海道が機構や幌延、識者と共に、北海道として同じ考えであるとまとめられることは不適正ではありませんか。</p> <p>よって、確認会議のとりまとめの中では北海道がほかの二者（機構、幌延町）と同様に、今回の延長が三者協定に違反とはならないと考えを表し、判断したことには至らないのであって、これをもとに知事が延長案（令和2年度以降の幌延深地層研究計画案）を容認、受け入れし、回答書を出したのは、所作の経過をはしょるものであり、道民の意見を尊重しなかったと思われるものであります。短期間で急ぎ、回答を出してしまったのは誤りだったのではありませんか。</p>	<p>道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上のことを踏まえ、研究計画（案）は、三者協定に則っており、9年間の研究期間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、これを受け入れる判断をしたものです。</p> <p>■ 道民23-7</p> <p>昨年度、機構から協議申し入れのあった「令和2年度以降の研究計画（案）」について、道と幌延町は、確認会議を開催し、道民の皆様から寄せられた質問などについて、道の質問・確認事項と合わせて必要な質疑を行い、原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しました。</p> <p>また、確認会議の結果を公表するとともに、道民の皆様への説明会を開催するなどし、道民の皆様からのご意見をお伺いしたところです。</p> <p>しかしながら、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるため、こうした声を踏まえ、道では、知事や幌延町長と機構理事長との面談などを通じて、機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画（案）に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようしっかり取り組むこと、機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること、機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様が不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考え、これらのことを踏まえ、研究計画（案）は、三者協定に則っており、9年間の研究期間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、これを受け入れる判断をしたものです。</p>

質 問 事 項	回 答
<p>■ 道民23-8 質問8 新計画案や研究計画内容の妥当性、研究の進捗状況だけで研究そのものの有用性を語り続けることは、北海道民の意志を必要としていない作法です。 今後（あるいは計画終了である9年後）、北海道民の意志をどのように汲み取り、反映させる考えがありますか。 北海道として住民意見の取り入れ方についてどのようなビジョンを示すのかお答えください。</p>	<p>■ 道民23-8 今年度の確認会議において、道では、道民の皆様から寄せられた研究計画と研究成果に関しての質問について、道の質問・確認事項と合わせて、確認会議の場において、それぞれの研究課題について詳細な研究内容やどのような成果を目指すのかを記載した工程表について原子力機構に対し必要な質疑を行い、その中で研究が三者協定に則り計画に即して進められているか確認し、その結果を道議会の特別委員会に報告するとともに、会議資料や議事録を道のホームページで公表したところです。 今後も、確認会議を公開の下、毎年度開催し、研究が三者協定に則り計画に即して、工程表に基づき進められているか確認することで、道民の皆様への不安や懸念をできる限り小さくしていけるよう取り組む考えです。</p>
<p>■ 道民23-9 質問9 新計画案の受け入れによって、研究への信頼性と施設の安全性担保について、北海道としての取り組みが新たに必要となりました。 「高レベル放射性廃棄物の最終処分場誘致問題ではないため研究を延長するくらいは問題ない」とも受け取れる確認会議の態度は、道民への信頼を裏切るようなものです。 地層研究の必要性について理解されたのであれば、開けられている坑道の保管安全性にも信頼が持てるよう、北海道としてより厳しく研究者である機構側に求めるべきであり、機構側が示し続けてきた「研究期間20年程度」としてきた約束期間を守ることが、研究事業全体の信頼性につながると思います。 北海道としてこの安全性の見極めを単に識者に委ねるだけでなく、独自に厳しく検証する必要があるではありませんか。 新計画案の監督に際し、北海道としてどのような試みをしていくのかお示しください。</p>	<p>■ 道民23-9 「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」について、昨年12月の知事、幌延町長と原子力機構理事長との面談では、「令和2年度以降の研究計画は9年間」であることを確認し、面談結果を道、幌延町、機構の三者で確認の上、議事録として公表するとともに、本年1月の機構への計画案受入の回答文書においても「9年間の研究期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるよう取り組むこと」や「安全管理に関する情報など、道民の皆様への不安や懸念の解消につながる情報について、あらゆる機会を通じ、分かりやすくかつ丁寧に提供すること」などを求めたところであります。 また、今年度の確認会議において、 ・機構は、万が一の坑内火災などに備え、訓練の拡充を行うとともに、火災発生時の対応要領等の再確認などを実施し、ホームページで公表していること。 ・地震発生時の地下設置の地震計の観測データをホームページで公開していること。 を確認したところです。 道としては、こうしたことを踏まえ、三者協定に基づく確認会議を公開の下で、毎年度開催し、研究が協定に則り、計画に即して、工程表に基づき進められているかを確認していくことにより、研究は9年間で必要な成果を得て終了するものと考えており、道民の皆様への不安や懸念をできる限り小さくしていけるよう研究終了後の埋め戻しの考え方などについても、引き続き確認会議の中</p>

質問事項	回答
<p>■ 道民23-10 質問10 新計画案では「研究計画に添った研究が終了した」とする判断を、いつどのようするかが今の時点で明確にはなっていません。 三者協定の当事者である北海道として、終了期限がおとずれたら、「研究が終了した」と機構が宣言しなくても、研究期間内に、埋め戻し工程に入るよう要求できる仕組みにもなっていないように見えます。 協定当事者である北海道として期限までに確実に終了を宣言できるようにしておくべきではありませんか。</p> <p>■ 道民23-11 質問11 確認人会議のメンバー選定について疑義があります。 地層研究推進寄りに傾いたメンバーにならないように工夫をする必要があるのではありませんか。 今後、確認会議の顔ぶれを決めるに際し、どのような方法をとる予定があるのかお答えください。</p> <p>■ 道民23-12 質問12 知事回答が公式に出される前に、もっと慎重に、かつ、議会で時間をとって審議されるべきではないかと思えます。 今回の経過を経て、幌延の新計画案に対し、知事が回答した結果を受け入れるに至ったわけですから、議会での報告などが期待されますが、北海道としてどのように取り組む準備をしますか。</p>	<p>で、機構に確認してまいります。</p> <p>■ 道民23-10 「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」について、昨年12月の知事、幌延町長と原子力機構理事長との面談では、「令和2年度以降の研究計画は9年間」であることを確認し、面談結果を道、幌延町、機構の三者で確認の上、議事録として公表するとともに、本年1月の機構への計画案受入の回答文書においても「9年間の研究期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるよう取り組むこと」などを求めたところであります。 道としては、こうしたことを踏まえ、三者協定に基づく確認会議を公開の下で、毎年度開催し、研究が協定に則り、計画に即して、工程表に基づき進められているかを確認していくことにより、研究は9年間で必要な成果を得て終了するものと考えており、道民の皆様への不安や懸念をできる限り小さくしていけるよう研究終了後の埋め戻しの考え方などについても、引き続き確認会議の中で、機構に確認してまいります。</p> <p>■ 道民23-11 専門有識者については、専門分野の学会から紹介いただくなどしながら確認会議が行う研究内容の確認を道や幌延町が的確に進められるように助言できる専門的な知識や技術を有する方などを選任しております。 道としては、選考及び選任経過に問題はないと考えており、またこの度の確認会議において、専門有識者としての役割を果たされており、有識者の選定手続きの変更は考えておりません。</p> <p>■ 道民23-12 道では、本年度原子力機構から提出のあった「幌延深地層研究計画令和2年度調査研究計画」及び「幌延深地層研究計画令和元年度研究成果報告」について、確認会議において研究が三者協定に則り、計画に即して進められているか確認し、その結果を道議会の特別委員会に報告するとともに、会議資料や議事録を道のホームページで公表しております。</p>

質 問 事 項	回 答
<p>■ 道民23-13 意見ではなく、今回、募集されたのは質問ということでした。 今後、このように長期に渡る、道民にとっては大変シリアスな問題について、北海道が自治体として、住民の意見を無視せず尊重する態度を、もっと強く示す必要があると思います。 また、これまでの流れの中で、機構や受け入れ自治体である幌延の意志が強く働き、北海道としての役割があまり全面に示されていないことが残念です。 協定締結時と現在の部署課の皆さんの顔ぶれが違うのは当然ですが、日々、一生懸命道民のために働いてくださっている皆さんも道民に違いありませんので、 質問を寄せられた多くの道民と同じように北海道の未来を心配されていると信じています。 9年後の未来に、今している不安が実際のものになってしまわないよう、官民が協力して乗り切っていけるよう、信頼に足る行政のお仕事をしていただきたいと思います。 私は住民は行政機関を励まして悩ましい問題を解決していく仲間だと思っています。</p>	<p>■ 道民23-13 昨年12月の知事、幌延町長と原子力機構理事長との面談では、「令和2年度以降の研究計画は9年間」であることを確認し、面談結果を道、幌延町、機構の三者で確認の上、議事録として公表するとともに、本年1月の機構への計画案受入の回答文書においても「9年間の研究期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるよう取り組むこと」などを求めたところであります。 道としては、三者協定に基づく確認会議を公開の下で、毎年度開催し、研究が協定に則り、計画に即して、工程表に基づいて進められているかを確認していくことにより、研究は9年間で必要な成果を得て終了するものと考えており、道民の皆様への不安や懸念をできる限り小さくしていけるよう研究終了後の埋め戻しの考え方などについても、引き続き確認会議の中で、機構に確認してまいります。</p>
<p>■ 道民24-1 1 研究期間の延長について (1) 北海道は、研究期間の延長について、事前に原子力機構と打ち合わせを行った事実はあるか、あるとすれば、その日時場所、原子力機構の話と北海道の話した内容の要点を公表していただきたい。</p>	<p>■ 道民24-1 機構からは、令和元年8月2日に道と幌延町に計画内容変更の協議の申し入れがあったものです。</p>
<p>■ 道民24-2 (2) 三者協定4条に基づく閉鎖埋め戻しについて、北海道から閉鎖埋め戻しの時期について申し入れる意思はあるか。無いとすれば、そのような積極的な対応をしない理由を説明願いたい。</p>	<p>■ 道民24-2 道は、昨年度、「令和2年度以降の幌延深地層研究計画」の受け入れにあたり、確認会議において、機構から、施工方法、作業手順、期間といった埋め戻しの具体的工程については研究終了後に示すことを確認する一方、道民の皆様への不安や懸念の解消に向け、機構に対し、研究終了前に埋め戻しの考え方について情報提供するよう文書で求めたところです。</p>

質 問 事 項	回 答
<p>■ 道民 24-3</p> <p>2 道民の不安と北海道の対応について</p> <p>(1) 農業、漁業従事者をはじめ多くの道民が、「幌延が最終処分場なるのではないか」という不安を持っていることについてどう考えているのか。特に閉鎖埋め戻し期限の約束もないままに道が研究期間の延長を受け入れたことによって不安は増大しているという認識はあるのか。</p>	<p>こうしたことから、今年度の確認会議において、道は機構に対し、令和元年度から埋め戻しを行っている瑞浪超深地層研究所の例とともに、埋め戻し方法や工事期間などの一般的な事例を整理し、来年度の確認会議で示すことを検討するよう求めたところであり、今後開催される確認会議において、その内容について確認をしまいる考えです。</p> <p>道としては、「令和2年度以降の研究計画」について、令和10年度までの9年間の研究期間で必要な成果を得て終了するものと考えており、研究終了後は、協定に基づき地下施設を埋め戻すこととなっております。</p> <p>■ 道民 24-3</p> <p>「令和2年度以降の幌延深地層研究計画(案)」について、道と幌延町は確認会議を開催し、原子力機構からの申し入れは三者協定に基づく協議の対象となること、また、その内容には協定に反するものはないことを確認しましたが、道民の皆様からは延長を認めると、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声もあるところです。</p> <p>このため、道では、確認会議や機構理事長との面談などを通じて、機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないことや研究終了後は埋め戻すことを研究計画(案)に書き加え改めて提出したこと、令和2年度以降の研究期間は9年間であること、機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようしっかり取り組むこと、機構は研究の実施主体として責任をもってこの研究計画(案)に即して研究を進めること、機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況を分かりやすく説明すること、機構は毎年度の計画及び実績はもとより研究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなどを明らかにしたところであり、これにより、延長により、なし崩し的に処分場になるのではとの道民の皆様不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、道としては、この「研究計画(案)」は三者協定に則っており、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止め、受け入れることとし、合わせて、機構に対し、不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開・発信を求めるとともに、毎年度、確認会議を開催し、研究が三者協定に則り、計画に即して、工程表に基づき進められているかについて確認し、その結果を公表してまいります。</p>

質 問 事 項	回 答
<p>■ 道民24-4 (2) 岐阜県瑞浪の超深地層研究は埋め戻しの行程作業に入ろうとしている。これに比較すれば、北海道の自治体としての対応能力があまりにも弱いと思うが、北海道自身はどう考えているのか。</p> <p>■ 道民24-5 (3) 北海道として、改めて最終処分地受け入れを拒否するという明確な意思表示をして道民の不安に応えるべきであると考えますが、そのような意思はあるか。</p> <p>■ 道民24-6 3 幌延深地層研究計画の法令上の根拠について (1) 北海道は、幌延深地層研究計画はいかなる法令のいかなる条項の根拠に基づくと把握しているのか、法令条項を示して答えていただきたい。</p>	<p>■ 道民24-4 道としては、「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」に掲げる通り、特定放射性廃棄物の処分方法の試験研究を進める必要があると考えています。 昨年、原子力機構から申し入れのあった「令和2年度以降の深地層研究計画(案)」の必要性に関し、瑞浪が研究を終了するのに対し、幌延での研究を続ける理由について、瑞浪は地層科学研究のみ行っており、所期の目的を達成し埋め戻すが、幌延は地層科学研究と地層処分研究開発の両方を行っており、地層科学研究はほぼ終了したが、地層処分研究開発は継続が必要であり、このため、関連する地層科学研究も一部継続する必要があることを確認したところです。</p> <p>■ 道民24-5 幌延町における深地層研究計画については、道と幌延町が原子力機構と締結している協定書において「研究地域を将来とも放射性廃棄物の最終処分地としない」とされており、道としては、この協定が誠実に履行される必要があると考えております。 引き続き、三者協定に基づく確認会議を公開の下で、毎年度開催し、研究が協定に則り、計画に即して、工程表に基づき進められているかを確認してその結果を公表していくことにより、道民の皆様の不安や懸念を、できる限り小さくしていけるよう取り組む考えです。</p> <p>■ 道民24-6 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第一百五十五号）において、第四条に機構の目的として「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構は、(中略)高レベル放射性廃棄物の処分等に関する技術の開発を総合的、計画的かつ効率的に行うとともに、これらの成果の普及等を行い」と定められており、また、第十七条第一項第三号の二に業務の範囲として「高レベル放射性廃棄物の処理及び処分に関する技術の開発及びこれに必要な研究」と定められています。 さらに、独立行政法人通則法第三十五条の五の規定により主務大臣の認可を受けた中長期計画において、幌延深地層研究計画について、「機構が行う業務の効率化を図りつつ、改革の基本的方向を踏まえた調査研究を、委託などにより重点化し、着実に進める」旨が記載されており、これらに基づき、幌延深地層</p>

質 問 事 項	回 答
<p>■ 道民24-7 (2) 国は、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律を制定し概要調査地区選定などの作業に入っている。なぜ、この法律とは別に、これに平行して幌延において深地層研究を行う必要があると認識しているか。最終処分法が制定されたのであるから、幌延の研究は取りやめて最終処分法の枠内において研究するのが法律の常識であるとは考えないのか。またそのような疑問を国に問いただす意思はあるか。</p> <p>■ 道民25 昨年3月時点では、調査研究は予定通り進行している、とのことであり、埋め立ての具体的工程が示されるものと期待されていたものが、昨年8月2日になって、突然9年もの研究期間延長申し入れとなって、その理由書を読んだが、いずれも当初の計画にはなかった項目を後からでっち上げた後付けの理由としか読めなかった。あんな後付けの延長理由をなぜ認めたのか、まったく理解できない。当初の約束通り20年で閉鎖するべきではなかったのか。</p>	<p>研究センターにおいて地層処分に関する研究開発を進めていると承知しています。</p> <p>■ 道民24-7 地層処分技術については、1999年に、核燃料サイクル開発機構（現 日本原子力研究開発機構）がそれまでの研究成果をとりまとめ、その成果を受けて、2000年に原子力委員会が「我が国でも地層処分が実現可能である」と評価しました。</p> <p>国及び関係研究機関は、特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針に基づき、最終処分技術の信頼性の向上に関する技術開発等を進めるとしております。</p> <p>■ 道民25 昨年度開催した確認会議において道と幌延町は、原子力機構から申し入れのあった「令和2年度以降の深地層研究計画（案）」の必要性に関し、幌延での研究計画延長の必要性について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体として概ね適切に研究が遂行されたが、一部研究に遅れがあったことなどにより成果が十分に得られていない研究があること。研究成果を得るには、継続し実施する必要がある研究があること。 ・延長が必要となったのは、外部評価に加え、フィンランドの規制委員会から地層処分に関し、処分場建設許可申請に対する審査結果が示されたことなど国内外の地層処分を巡る状況に変化があること。 <p>を確認したところです。</p> <p>また、研究計画（案）と当初計画の範囲の関係について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初計画の研究は既に三つの必須の課題に重点をおいて取り組まれており、研究計画（案）の研究も三つの必須の課題の範囲内で行うものであること。また、いずれの研究も放射性廃棄物を持ち込まない研究であること。 ・このことから、研究計画（案）は、新たな研究計画ではなく研究期間の延長であり、三者協定第7条に基づく、研究計画の内容の変更の対象となること。 <p>を確認したものです。</p>